明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年六月二十日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、平成三十年六月下旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年六月五日

東京都港区西新橋二丁目三五番二号ハビウル西新橋七階　株式会社ＲｅＭａｔｃｈ

代表取締役　金井　和彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月五日

東京都大田区中馬込三丁目三番一八号　株式会社テシカ

代表取締役　斎藤　利男

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月五日

茨城県鉾田市箕輪一六三二番地　千代田メインテナンス株式会社

代表取締役　菊池　英仁

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月五日

東京都港区三田一丁目四番二八号　株式会社唐津プレシジョン

代表取締役　竹尾　啓助

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月五日

愛知県津島市百島町字観音坊八三番地　西尾張シーエーティーヴィ株式会社

代表取締役　青木　哲

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年七月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月五日

大阪市西区新町一丁目三番一二号　ウツエバルブサービス株式会社

代表取締役　小倉　信治

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月五日

鳥取県倉吉市井手畑一五八番地　株式会社ベクト総業

代表取締役　髙田　保幸

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月五日

福岡市中央区渡辺通五丁目一四番一二号　日本通信サービス株式会社

代表取締役　奈良坂　直

限定承認公告

本籍北海道中川郡本別町大字本別村字ビリベツ西三線八一番地、最後の住所北海道帯広市東七条南一五丁目一番地一四　正田忠方

被相続人　亡　古澤ハル子

右被相続人は平成三十年一月二十八日死亡し、その相続人は平成三十年五月七日釧路家庭裁判所帯広支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月五日

北海道足寄郡足寄町西町四丁目一番地一二　大平コーポ一〇二号室

限定承認者　古澤　彰皇

限定承認公告

本籍高知県高知市介良乙一五八五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　島田　昌典

右被相続人は平成二十九年十一月二十日死亡し、その相続人は平成三十年五月二十四日高知家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月五日

高知市介良乙一五八五番地　限定承認者　名美　聖子

新規信託分割の公告

三井住友信託銀行株式会社は、平成二十八年七月二十日付新規信託分割に関する合意書に基づき、森ビル株式会社と三井住友信託銀行株式会社の間の平成二十五年四月三十日付不動産管理処分信託契約　受益権譲渡制限付（パレ銀座ビル・ニックス銀座ビル）に係る信託を新規信託分割した後の新たな信託のうち、受託者と住友商事株式会社との間で締結された平成二十八年八月二十四日付不動産管理処分信託契約書　受益権譲渡制限付（銀座六丁目十地区市街地再開発Ⅲ号）（その後の変更等を含む。）に基づき設定された信託を、平成三十年七月六日付で新規信託分割しますので公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託についての信託契約の当事者

当初委託者

東京都中央区晴海一丁目八番一一号　住友商事株式会社

委託者（受益権の譲渡を受けたことに伴い当初委託者の地位を承継した委託者）兼受益者

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社赤坂国際会計内　銀座六丁目オフィス特定目的会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号　三井住友信託銀行株式会社

二、従前の信託についての信託の年月日及び従前の信託において作成された財産状況開示資料等

従前の信託の年月日は、平成二十八年八月二十四日付であり、その後の平成二十九年一月三十一日付の追加信託を含みます。

また、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、新規信託分割が効力を生ずる日以後における当該従前の信託の信託財産責任負担債務及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みに関する事項

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都港区芝三丁目三三番一号　三井住友信託銀行株式会社

不動産カストディ部

電話番号　〇三―五二三二―八七四五

平成三十年六月五日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号　三井住友信託銀行株式会社

営業所

東京都港区芝三丁目三三番一号　支配人　吉田　浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千万円減少し、四億一千三百十六万八千円とすることにいたしました。

効力発生日は平成三十年七月六日であり、社員総会の決議は平成三十年五月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年五月二十九日

掲載頁　一一四頁（号外第一一三号）

平成三十年六月五日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号　Ａｌｔｏ特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

訂正公告

平成三十年五月二十九日（号外第一一三号九十五ページ）掲載の出品預証書紛失に伴う証書の無効公告中、亡失証書記号番号「京博Ｇ第2454号」を「京博Ｇ第2454号」に訂正します。

平成三十年六月五日

独立行政法人国立文化財機構　京都国立博物館

◉号外　六月五日付第一二〇号九六　ページ●同日付政府調達第一〇三号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）